

苦情や救済の申出の流れ

こんなとき、申出をすることができます

- 【苦情の申出】・市の男女共同参画推進施策に対して、苦情や意見等があるとき
・市の上記以外の施策が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるとき
- 【救済の申出】・性別による差別的取扱い等の人権侵害を受けたとき

苦情等について、書面(申出書)による申出
提出先: 日田市企画課

男女共同参画推進委員
○処理の対象か否か検討 ○関係者に対する調査 ○処理方針の決定

苦情の対応

男女共同参画推進委員が、市に対して、資料の提供や説明を求めるなどの必要な調査を行い、改善のための必要な措置を講じる。(勧告・意見の表明・公表)

救済への対応

男女共同参画推進委員が、関係者に対して、資料の提供や説明を求めるなどの必要な調査を行い、救済のために必要な措置を講じる。(助言・意見の表明・是正要請・公表)

処理経過及び結果を申出人等に報告